

長谷部委員からの補足説明

1. イギリスの裁判官制度の特徴

- イギリスはいわゆる法曹一元制度を採用しているが、アメリカと異なり、非常勤裁判官制度を有しており、かつ、非常勤裁判官の数が多いという特徴をもつ。別添資料のⅠに記載のとおり、非常勤裁判官が常勤裁判官の約2倍となっている。
- 非常勤裁判官は常勤裁判官となる前の試用期間という意味をもつが、法律上の権限は常勤裁判官と同一である。そのため、非常勤裁判官に対する研修や勤務評定が重要となる。
- イギリスでは、法曹一元ではあるが、バリスタ、ソリシタから非常勤裁判官になり、常勤裁判官になるという過程を経ることから、キャリア・システムに類似している面もある。

2. 人事評価の必要性

- 人事評価が行われるのは、非常勤裁判官に任用される時と、非常勤裁判官から常勤裁判官に任用される時の2回である。我が国と異なり全国的な転勤がないことから、そのための評価は行われていない。

3. 非常勤裁判官の選任手続

- 非常勤裁判官への任用は、狭き門となっており、その実情は別添資料のⅢに記載のとおり。
- 不採用となった応募者のうち希望者に対して、別添資料のⅢに記載のとおり、大法官府の職員によって電話又は面談の形でフィードバックインタビューが行われている。多くの者が希望しているが、これは採用者の多くがかつて不採用となっている実情にあることから、自分の評価を知ること、次回の機会に生かせるからであろう。

4. 選任手続の問題

- 応募者に関する意見照会は、高等法院の司法行政担当裁判官、専門領域ごとの担当裁判官、バリスタの団体であるバー・カウンシル、専門分野ごとにあ

る弁護士団体の代表,巡回裁判官に対して行われる(一般の意見照会)。なお,ソリシタの団体であるロー・ソサエティは,意見照会がソリシタに不利になっているとして意見照会をボイコットしている。

- ソリシタや,著名な法律事務所に属していない応募者,少数民族,女性については,一般的な意見照会では情報を得ることが困難な面があると言われていた。そこで,補充的に,応募者は自らのことをよく知る者を意見照会先として6名まで指名できるようになった(応募者の指名による意見照会)。

5. サー・レナード・ピーチによる改革の提言(ピーチ提言)

- 意見照会には不透明で偏りがあるという批判があったことから,1999年12月に別添資料V記載の提言がなされた。

6. 常勤裁判官の選任手続における人事評価

- 1997年からウェールズ・チェスター巡回区において,別添資料V記載のような非常勤地方判事の実験的評価スキームが実施され,1999年11月から正式スキームとなった。
- ピーチ報告では,このスキームをその他の巡回区の非常勤地方判事及び非常勤裁判官へ拡大することを目指して予算の手当を行うことが提案されている。例えば,ウェールズ・チェスター巡回区で見ると,非常勤地方判事69人に対して常勤地方判事は半分以下の33人しかいないため,退官した地方判事が評価・相談にあたる必要が生ずるので,そのための予算手当が必要になるということである。
- 同報告では,全ての非常勤裁判官に年1度の自己評価を行うことも提案されているが,これは,サー・レナード・ピーチが人事における自己評価を重視していることによる。